



# 串間市中心市街地まちづくり 実施計画【概要版】(1/2)

～住む人と訪れる人がふれあう にぎわいとるおいのあるまち～

## 【位置づけと目的】

本資料は平成27年3月に策定した「串間市中心市街地まちづくり基本計画」をさらに検討を深掘した実施計画である。また、平成28年2月に「串間市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「串間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。その中で、串間市の人口及び産業の現状から「魅力的な職の創出」「就業人口の確保」「回遊性の向上」「新たな販売先の創出」の4つの課題が浮彫となった。このような課題を解決するためには、観光業を軸とした地域資源の活用・連携による活性化を図る必要がある。観光業の再興により、雇用の確保及び農林水産業の活性化が可能になると考える。



## 【施設整備部会での検討】

- ✓ ソフト検討部会にて導出されたソフト機能をインプットとして、ソフト機能を実現できる施設を整理
- ✓ 利用者の導線を意識した施設配置案を導出

## 【ソフト検討部会での検討】

- ✓ 串間市の強み・現状を導出
- ✓ 強みを伸ばし、現状の課題を解決するソフト機能を導出
- ✓ 導出したソフト機能について、「必須」「必要」「あればいい」の3つに優先順位を整理後、「必須」「必要」の導入時期を導出

## 【運営組織検討部会での検討】

- ✓ 収益施設である物販施設及び飲食施設と、公益施設であるその他施設に分割
- ✓ 収益施設は、営業時間や営業スタイル等の運営モデルを整理
- ✓ 公益施設は、施設の維持・管理するうえで、担うべき役割を導出

#	施設	機能	個別機能	運営モデル/役割
1	物販施設	地域振興機能	新鮮な食料品の提供	・仕入事業者 : 幅広く募集
2			地元の手作り弁当・惣菜の提供	・店舗数 : 単数
3			この場所限定の商品の提供	・運営スタイル : 棚貸し
4			地ビールなどの販売	・営業時間 : 8:30~18:30
5	飲食施設	地域振興機能	地元の飲食店による料理の提供	・仕入元事業者 : 市内飲食店
6			串間ならではの魚料理の提供	・店舗数 : 複数
7	市民交流施設	市民交流機能	催事等への出店者間の交流	・事業者 : 運営者
8			生涯学習講座受講者間での交流	・店舗数 : ー
9			料理教室の受講者間での交流	・運営スタイル : 場所貸し
10		情報発信機能	地域の魅力を再発見できる書籍の展示	・営業時間 : 8:30~18:30
11		休憩・休息機能	図書館・本屋の設置	※運営者は以下の業務を行う
12			日常的に休憩できる喫茶機能	・施設の貸出業務
13	観光情報施設・道路情報施設・トイレ	地域振興機能	サーフィン教室の受付	・事業者 : 運営者
14		イベント機能	イベント情報の提供	・店舗数 : ー
15			観光情報や交通情報と連動したイベント情報の提供	・運営スタイル : ー
16		情報発信機能	生活に役立つ雑誌やパンフレットの配布	・営業時間 : 24時間利用可能
17			市内イベント情報の発信	※運営者は以下の業務を行う
18			市内観光情報や交通情報の発信	・道の駅/観光情報/道路情報等の情報発信
19			道の駅周辺のコンビニ、ガソリンスタンド情報の発信	・維持管理/修繕
20		休憩・休息機能	市政に関する情報の提供	
21	広くてきれいなトイレの完備			
22	拠点機能	市内交通情報を把握できる		
23		商品等の購入者をサポートできる窓口を活用する		
24	ツアーやタクシー手配ができる			
25	地域振興機能	イベントスペースの提供	・事業者 : 運営者	
26		市民交流機能	催事等への出店者間の交流	・店舗数 : ー
27	イベント広場	イベント機能	フリーマーケットの開催	・運営スタイル : 場所貸し
28			雨に影響されない朝市の開催	・営業時間 : 8:30~18:30
29			地元商店の出張店舗	※運営者は以下の業務を行う
30			他地域と連携したイベントの開催	・施設の貸出業務
31			都井岬火祭りと連携したイベントの開催	・施設使用料の徴収
32			九州窯元行列と連携したイベントの開催	・維持管理/修繕
33			特産品を使ったイベントの開催	
34			各自治会と連携したイベントの開催	
35			演奏会の開催	
36			季節ごとのイベントの開催	
37			音楽イベントの開催	
38	スポーツイベントの開催			



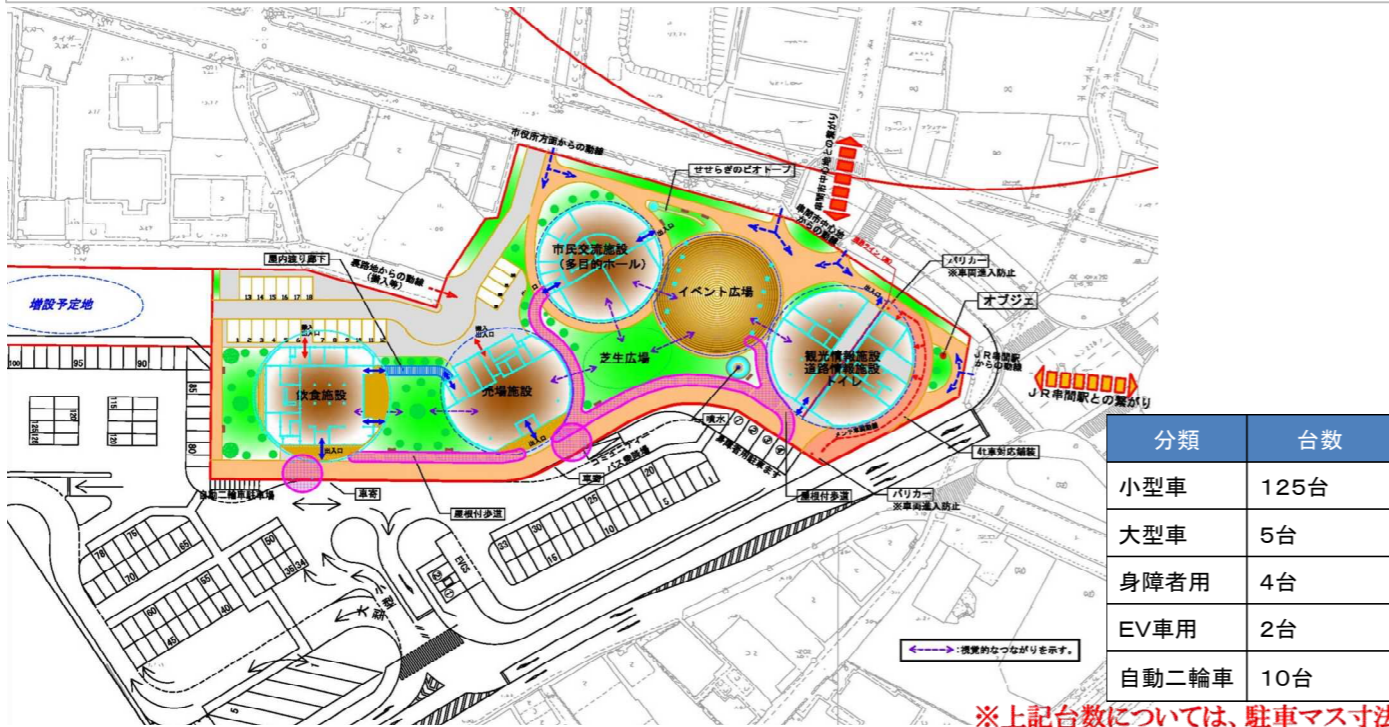
# 串間市中心市街地まちづくり 実施計画【概要版】(2/2)

～住む人と訪れる人がふれあう にぎわいとうるおいのあるまち～

## 【道の駅くしま(仮称)全体配置図(案)】

**<場所>**  
中心市街地における「出会い・交流ゾーン」としてJR串間駅、国道220号・同448号・県道今別府串間線などの広域交通網のクロスポイントなるエリアに「まちなかの道の駅」として位置している。

- <配置>**
- 市民交流施設、イベント広場、観光情報施設・道路情報施設は利用者のにぎわいを生み出すため、「にぎわいうるおいゾーン」と隣接させ、相乗効果を図る。
  - 物販施設、飲食施設は、駐車場に近い位置に配置することで、道路利用者の利便性の向上を図る。
  - 施設は分棟式であり、繋がっていないため、屋根付きの歩道を設置することで、悪天候時においても利便性が低下しないよう考慮した構造となっている。また、イベント広場も屋根付きとすることで、悪天候時においてもイベントが開催できるような構造とする。

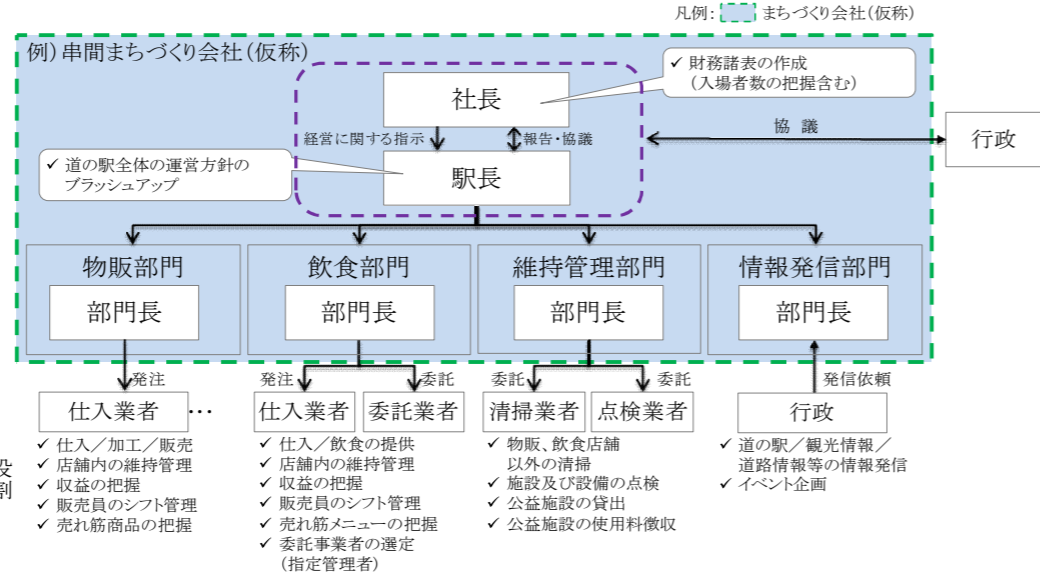


※上記台数については、駐車マス寸法を再検討中であり、初期整備台数と異なる可能性がある。

## 【運営体制】

- 必要な経営資源を用いて運営組織が効率よく運営できるように物販、飲食、維持管理、情報発信の4つの部門を設置する。物販及び飲食は収益施設であり、利用者の状況に合わせた運営が必要であるため、それぞれ独立した部門として設置する。
- 施設の維持管理及び公益施設の貸出を行う部門、観光情報や串間市の情報を発信する部門を設置する。
- 道の駅くしまの統括運営・管理を行う駅長や、道の駅外部との協議を行う社長を設置する。

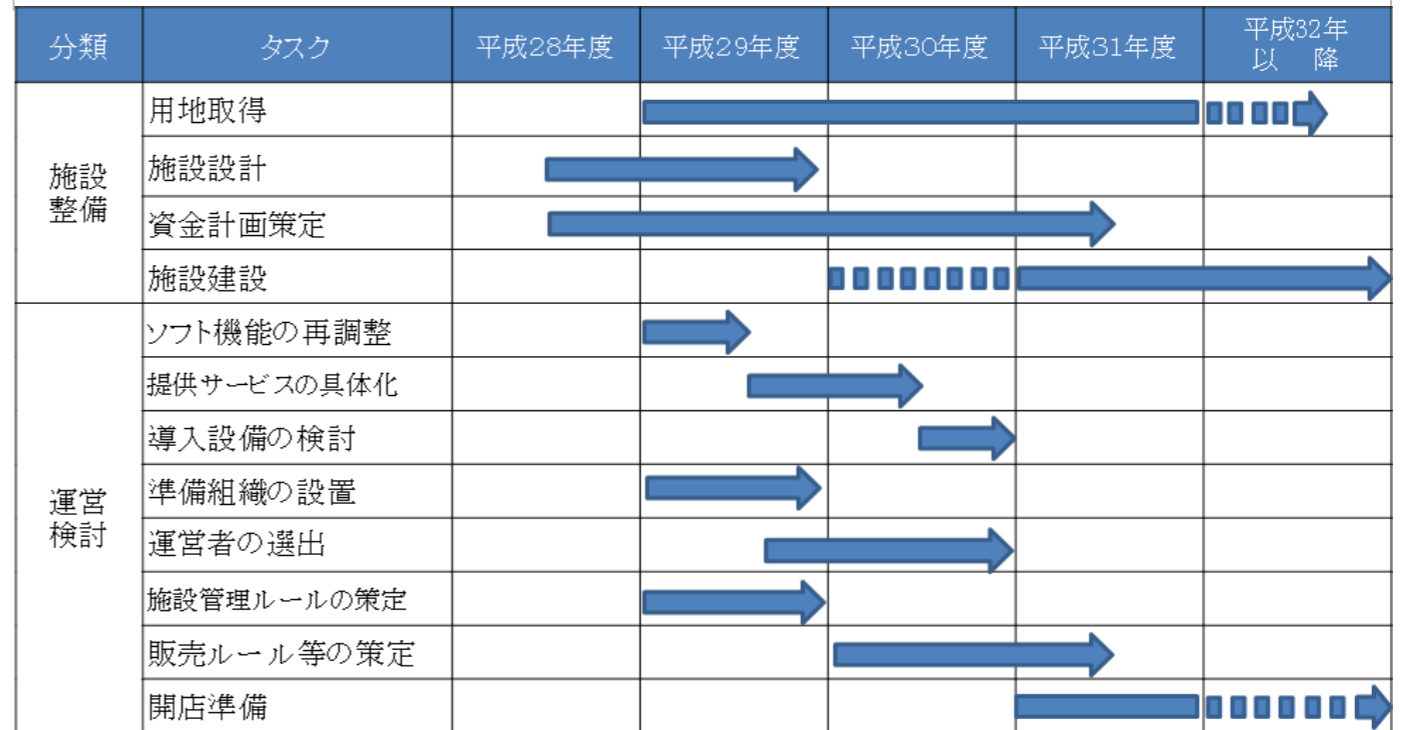
【運営体制案として、1つの事業者にて運営する場合及び複数事業者にて運営する場合の2つの体制案を示す。】



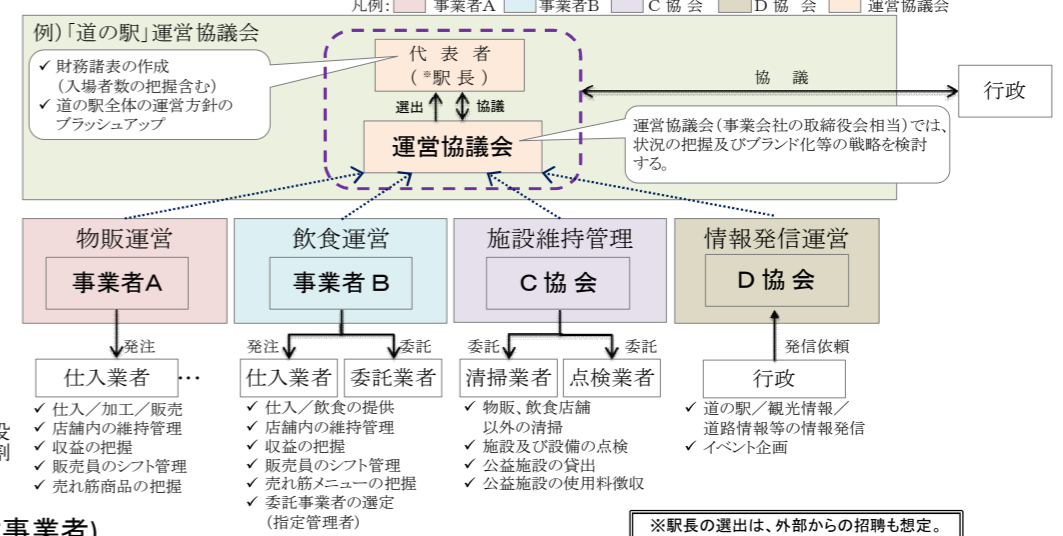
◆運営体制案①(1つの事業者)

## 【設置に向けたロードマップ】

- 設置面は、市民の方に協力を頂き用地取得を進め、収益施設においては運営者と協議したうえで、施設の詳細設計及び、資金計画策定を並行しながら取り組む。
- 建設においては、施設が分棟式であることを活かし、用地取得及び施設詳細設計が完了した土地から、逐次開始する予定である。施設のオープンは、全施設の完成後にオープンする場合や、一定の施設が完成後、部分的にプレオープンする場合等、オープン予定を柔軟に変更することも検討している。
- 運営面は、関係団体との協議を重ね、運営者を決定する。運営者と協議を行い、施設設置を棟単位にて行政にて設置もしくは、運営者にて設置するのか決定する。また、ソフト機能をさらに具体化させ、導入設備の検討を行う。



※上記については、「準備組織の設置」などの作業を追加した現時点でのロードマップを示しています。



◆運営体制案②(複数事業者)

※駅長の選出は、外部からの招聘も想定。